

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：30106

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730534

研究課題名(和文) 公的扶助ケースワーカーの組織環境に関する日米瑞の国際比較研究

研究課題名(英文) The study of the organizational environment for public assistance case worker in Japan, US and Sweden.

研究代表者

木下 武徳 (Kinoshita, Takenori)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：20382468

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本、アメリカ、スウェーデンにおける公的扶助のケースワーカーの組織環境の分析を通して、その専門性や裁量について考察することを目的としている。

その結果、スウェーデンは専門性も高く、職務の経験知も蓄積される。アメリカでは、専門性は高くないが経験知が蓄積される。日本は、専門性も考慮されず、経験知も蓄積されにくい。

次に、裁量については、日本は制度目的も曖昧で、社会資源も乏しく、専門性のないなか裁量が大きくなりがちである。アメリカとスウェーデンは公的扶助の目的が明白であり、そのための社会資源も整備されてきている。そして、裁量はあっても専門性や経験知に裏打ちされていると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The goal of this study is considering the profession and discretion of caseworker by the analysis of their organizational environment.

In the result, firstly, in Sweden, caseworker's profession is higher and the experience is accumulated. In US, the profession is not high, but the experience is accumulated too. In Japan, there are not enough of both the profession and experience.

Secondly, in Japan, the purpose of the Assistance is obscured and social resources are scarce. So there are big discretion without the enough profession. On the other hand, in US and Sweden, the purpose of the assistance is obvious and social resource is sufficient. So there are the discretion with the profession in US and Sweden.

研究分野：社会福祉学

キーワード：公的扶助 ケースワーカー 組織環境 日本 アメリカ スウェーデン

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 日本における生活保護の問題

2010年の科研費申請時、日本では生活保護利用者の増加のなかで、生活保護制度の見直し論議が活発になってきていた。しかし、生活保護の実務を担う福祉事務所のケースワーカーは、その専門性が配慮されないだけでなく、ケース担当数の増加や囑託職員化など厳しい労働環境におかれてきた(森川美絵等 2006 等)。生活保護の適切な手続きと支援のためにも、ケースワーカーの専門性や適性配置等の組織環境に関する改善が求められる(森川美絵主任研究 2007 等を参照)。これらのために、ケースワーカーの専門性や組織環境をどう再構築すべきかを検討するべき事態にあると考えた。

### (2) アメリカの組織環境に関する研究から

また、筆者は、これまでアメリカでの社会福祉の民間化の調査研究をしてきた。これらの調査研究で福祉事務所を訪れるうちに、そこで働くワーカーの組織環境に注目することが必要だと考えるようになった。それには次のような理由が挙げられる。

一つは、公的扶助はワーカーの裁量が大きく、ワーカーを取り巻く専門性、制度の要件・ルール、利用可能な資源の状況等の組織環境と合わせて分析しなければ、実態は捉えきれないことである。

もう一つは、このような組織環境に焦点を当てた概念である「福祉サービス組織」論、「ストリートレベル官僚制」論等、福祉事務所の実践の場を明らかにする研究が近年においても数多く公刊されており、これらの研究成果を日本でも継承・発展させていく必要があると考えたことである。

また、福祉国家であるとされるスウェーデンを比較対象に据えて、アメリカと日本との差異も鮮明にできないかと考えた。

## 2. 研究の目的

日本、アメリカ、スウェーデンにおけるケースワーカーの専門性と裁量、それらを担保する組織環境を分析するために、以下の3つに研究課題を整理した。

### (1) 近年の公的扶助政策動向の日・米・瑞の国際比較研究

第一に、近年の公的扶助政策動向の国際比較研究である。グローバル化や国際的な不況の進展のなかで、日・米・瑞とも公的扶助政策の見直しのみならず、各制度の位置づけにも変化が出てきている。そのため、まずは、各国の公的扶助政策を取り巻く近年の動向を踏まえ、ケースワーク業務に関わる制度環境の特徴と問題・課題を明らかにする。

### (2) ケースワーカーの専門性確保のための組織環境に関する日・米・瑞の国際比較研究

第二に、ケースワーカーの専門性確保のため

の組織環境に関する国際比較研究である。各国で、ケースワーカーの専門性をどのように位置づけているのかを知ることは、ケースワーク業務がどのように理解されているかを示す一つの指標である。

### (3) ケースワークの裁量確保のための組織環境に関する日・米・瑞の国際比較研究

第三に、公的扶助ケースワークの裁量確保のための組織環境から見た福祉国家の国際比較研究である。裁量の度合いに影響を与える要素には、専門性の他に、法制度の要件とその明瞭度、ワーカーへの権限配分、利用可能な社会資源等があるとされている(例えば、Brodkin 2007)。これらの検討を通して、ケースワークの裁量の特徴と問題・課題、対応策について検討をおこなう。

## 3. 研究の方法

本研究の主目的は3点あり、それらに対応した研究計画・方法を採用する。

第一に、近年の公的扶助政策動向の国際比較研究については、主に文献調査研究と現地調査により、比較研究のための各国の最新の制度の動向を把握する。

第二に、ケースワーカーの専門性確保のための組織環境に関する国際比較研究については、訪問調査によりその福祉事務所やワーカーについて専門性や採用条件等に関するデータや業務マニュアル等の資料を収集・分析する。

第三に、ケースワークの裁量確保のための組織環境に関する国際比較研究については、法制度や組織構造、社会資源の影響度合い等に関する文献調査及び資料収集により枠組みを整理し、各福祉事務所で半構造化面接調査や質問紙調査を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 公的扶助制度の国際比較

まず、各国の公的扶助についてみておきたい。日本の代表的な公的扶助である生活保護の位置づけを確認しよう。年金・医療保険・労働者保険の第一のセーフティネットが主たる生活保障の方法とされているが、近年、非正規労働者・ワーキングプアの拡大、保険料の滞納などにより機能不全が明確になってきており、最後のセーフティネットである生活保護の利用者が増大している。日本の生活保護は一般扶助主義を前提にしており、年齢や障害の有無を問わず、要件を満たす生活困窮者は全て利用が可能である。生活保護は、憲法 25 条の生存権保障を体現するため、生活扶助のみならず、住宅扶助や教育扶助、介護扶助等、最低限度の生活のために必要なすべての者への支援が含まれている。その意味で非常にトータルな支援となっている。

アメリカの公的扶助は縦割りで分立している。例えば、主たる制度は、1996年に創設された子どものいる貧困世帯が対象となる

貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF) であり、基本5年間の利用期間制限、週30時間等の労働要件が課され、それができない場合には廃止等の制裁措置がなされる。その他、医療扶助であるメディケイド (Medicaid)、障害者や高齢の低所得者を対象とした補足的保障所得 (Supplemental Security Income: SSI)、農業省管轄の低所得者に食料扶助をする補足的栄養保障 (Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP)、住宅都市開発省管轄の住宅手当である Section 8 などがある。このように公的扶助制度は、縦割りになっているのである。重要なことは、TANF は働ける層を対象とした州政府が管轄する公的扶助となっており、就労第一の施策となっていることである。

なお、近年の TANF の連邦政府の政策動向について、特に、TANF の利用動向、就労インセンティブの導入および 2008 年の不況への連邦政府の対応について発表論文の木下 (2011、2014) にてまとめた。

スウェーデンの公的扶助は、社会福祉の基本法である「社会サービス法」で規定されている。その公的扶助である「経済援助」(ekonomiskt bistånd) は、基礎自治体が運営主体であり、財源も地方税でまかなわれている。スウェーデンでは、高齢期の最低生活保障については、税方式で「最低保証年金」が提供され、その最低保証年金が受けられない移民・難民への「高齢者生計援助」でカバーされる。障害者も傷病補償年金や障害者所得補償金などでカバーされる。また、移民・難民には、2年間、語学研修を伴う生計費補助である導入給付が行われている。したがって、上記の経済援助は、高齢者や障害者はほとんど含まれず、稼働層が対象となっている。一方、ほとんどの国民は社会保険でカバーされるので、移民や難民で導入給付が受けられないものが多く対象になってきている。したがって、働くことができる移民等が多くを対象としており、就労支援が重要になっている (宮寺 2012 等)。

## (2) ケースワーカーの専門性の確保 専門職の採用

さて、その公的扶助を実施する担い手であるケースワーカーの専門性を各国でどのように確保しているのか。まずは、採用時における専門性の確保について確認をしていきたい。

日本では、福祉事務所でケースワーカーとして働くためには、まずはその都道府県、市町村の行政に採用されることが必要である。多くの場合、社会福祉の専門性はあまり考慮されず、一般の行政事務職として採用される。

社会福祉法第 18 条では、「都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く」とされているが、実際には、2009 年度のデータによると、社会福祉主

事資格取得率は、生活保護担当の査察指導員が 74.6%、現業員が 74.2%となっている。社会福祉主事は 3 科目主事とも言われ、社会福祉系の学科を出ていれば、実習等専門的な訓練を受けなくても自動的に取得可能であり、専門性が高いとはいえない。そこで、社会福祉士の取得を見ると、それぞれ 3.1%、4.6%、精神保健福祉士は、0.3%、0.5%となっていた (厚生労働省『平成 21 年福祉事務所現況調査の概要』)。総務省 (2014) の調査によれば、調査対象のほとんどの福祉事務所の職員 (80.2% : 607 人) は、社会福祉主事の資格を有していない者が現業員の業務を行うことも「困難だとは思わない」と回答している。つまり、現場でも専門性は必要だとも思われていない実態がある。

一方、近年、福祉職採用をする自治体が増えてきているようである。横浜市のように、1960 年代から福祉職採用が続き、現在、福祉行政の決定事務には 100%福祉職が担っている自治体もある (厚生労働省『平成 23 年厚生労働白書』pp.357-358)。横浜市等では、社会福祉主事を採用要件にしているが、実際は社会福祉士の取得者が採用されることが多いようである。札幌市は、社会福祉主事等の要件は設けていないが、福祉職採用試験で社会福祉概説の問題を出題している。

次に、アメリカについて、訪問調査したカリフォルニア州ロサンゼルス郡 (LA) 社会サービス部本庁でのインタビュー調査および採用資料によれば、LA では現金給付事務とケースワーク担当者の業務が分離されており、ケースワーカーである GAIN サービスワーカーは、基本的に大卒で車の免許あることが要件となっている。GAIN スーパーバイザー (査察指導員) は、GAIN サービスで職業カウンセリングについて 2 年の経験、または 1 年の GAIN サービスワーカーの経験などがあり、車の免許があることが要件となっている (LADPSS (2005) “Class Specification: GAIN Services Worker” & “GAIN Services Supervisor”)。アメリカでも、児童福祉のような分野では、ソーシャルワーカーの資格が必要とされるが、TANF の公的扶助ではそのような専門性はあまり必要とされていないようであった。

スウェーデンでは、公的機関では基本的にソーシャルワークの専門職資格である「ソシオノーム」(socionom) が必要になってきている。ソシオノームの資格は、大学の社会福祉学部で 3 年の講義と 6 ヶ月の現場実習が要件となって取得できる。2012 年には、ソシオノーム資格者の 73% が地方自治体、8% が国、19% が民間事業者で勤務している。特に、最も多い職の自治体ソーシャルワーカーは、生活保護や家族・児童支援等の分野で活躍をしている (齊藤 2014: 680)。

以上の点から言えば、公的扶助において、最も専門性に配慮しているのはスウェーデンであり、日本やアメリカはそれほどでもな

いと言える。

### メンバーシップ型とジョブ型の雇用

日本と、アメリカ・スウェーデンにおける職員採用の違いは、専門性を考えるにあたって大きな違いを生じさせていると考えられる。すなわち、日本は「メンバーシップ型雇用」であり、アメリカやスウェーデンは「ジョブ型雇用」であることである(濱口 2013)。

メンバーシップ型雇用とは、職務、勤務地、労働時間が原則、無限定となっている雇用であり、仕事に就くというよりも、会社に入社して、そのメンバーになることが優先された雇用である。そのため、職務内容が不明確であり、異動により多様な職務に就く可能性がある。一方、ジョブ型雇用とは、職務、勤務地、労働時間が限定された雇用をいう。ジョブ型雇用では、職務内容が明確であり、専門職に向けた仕事であると言える。

さて、メンバーシップ型雇用の日本では、ケースワーカーも、その他の水道や建築の職務にも異動になる可能性が高い。実際、ケースワーカーの勤務年数は1年未満が25.4%、1年以上3年未満が37.9%、3年以上5年未満が20.8%、5年以上が15.9%であった。つまり5年未満が約6割を占める経験年数の少ないもので構成されているのである(厚生労働省『平成21年福祉事務所現況調査の概要』)。よく言われるように、不慣れな職務内容でストレスもあり、他の部署への異動希望者が多い。日本ではジョブ型雇用ではないために、他の部署に異動が可能である。

一方、ジョブ型雇用のアメリカやスウェーデンでは、ケースワーカーは、雇用契約に記載された職務内容を実施するのである。つまり、ケースワーカーとして雇われている。したがって、ケースワーカーを辞めることは、基本的にはその行政機関等から辞職するということになる。ジョブ型雇用の場合、ケースワーカーの職業経験は、キャリアとしてとらえられる。たとえば、訪問調査したウィスコンシン州の福祉事務所 UMOS のケースワーカーの部長は、ミシガン州でのケースワーカーの経験を買って採用されたという。また、スウェーデンのケースワーカーは、基本的に自分からケースワーカーを辞めたいと言わない限り、ずっとケースワーカーをやり続けると語っていた。したがって、ジョブ型雇用では、職務経験の蓄積が可能であり、また、それ自体をキャリアとして捉え、ステップアップが期待されているのである。

ここで、アメリカと日本は専門職採用ではなかったが、アメリカでは経験値がつみあがる可能性が高い。その意味で、日本は専門性も経験値も不足した職員がケースワークをすることになっており、最も専門性が担保されていないと考えられる。

なお、スウェーデンの労働組合は、産業別組合となっており、ソーシャルワーカーも公民を超えた形で、ソーシャルワーカーの専門

職団体かつ労働組合である団体に加入する。その代表的な団体は、「スウェーデン・ソーシャルワーカー国家連合」(Sveriges Socionom Riksförbundet: SSR)であり、この大半は基礎自治体のケースワーカーである。こうして、スウェーデンの労働組合は専門職業団体としても機能していることが、ケースワーカーの専門性を高める重要な要因になっている(藤田 2010)。

### 大部屋主義と小部屋主義

さらに、真淵(2010:58-59)によれば、日本の官僚の職場のレイアウトとして大部屋主義がとられているという。大部屋主義は、一つの部屋で机を並べて執務を行う様子をいう。この場合、その職場全体で組織の職務が担うことになり、役割分担しつつも、互いに助け合いが必要になり、人間関係や協調性が重要視されるようになる。日本の生活保護を業務する福祉事務所は、近年の生活保護利用者の増加のなかで職員数がかなり多い職場になってきているが、このような協調行動が仕事に求められる圧力が高い。

一方、アメリカでは、ケースワーカーは個別に仕切られたパーティションのなかで仕事をしていた。次ページの写真Aは、ケースワーカーの職場であり、写真Bはそのワーカーの机である。公的扶助の利用者は、受付で呼ばれて、担当のワーカーの机に訪問し、面接をするのである。スウェーデンも同様の小部屋主義になっていた。この小部屋主義によって、それぞれのケースワーカーは自らの専門的な判断で仕事を進めることができる。日本の場合、他のワーカーとの了解の得られない対応はなかなかできないであろう。その意味で、職場環境からも日本の福祉事務所は、専門職として力を発揮することが難しいと言える。

### (3) ケースワーカーの裁量性の確保

さて、ケースワーカーが裁量性を強く持ちうるのは、先述のように、制度目的が曖昧であったり、利用可能な社会資源が不足していたりする場合が挙げられる。

#### 制度目的の曖昧さ

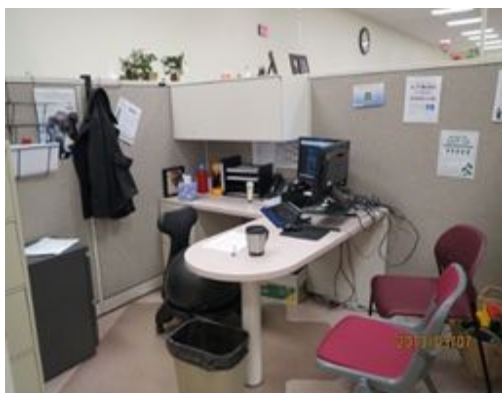
制度目的について考えたとき、アメリカやスウェーデンの公的扶助の目的は、日本よりも明確であると言える。つまり、就労自立がより明白な目的となっている。その理由は、高齢者や障害者のような働くことが困難だと考えられる人への所得保障は、アメリカではSSI、スウェーデンでは最低保障年金や高齢者生計補助等別の制度が設けられているからである。日本の場合、生活保護の対象の8割近くが高齢者世帯と障害者世帯で構成されており、制度全体として見た場合、制度は生活保障がメインであり、就労自立は一部の問題にしかならない。しかし、日本の場合、生活保護の目的にあるように、最低生活保障と自立の助長の、相矛盾させられるこ

との多い制度目的が混在し、ケースワーカーの一存でどちらかを選択するという裁量が生じやすいのである。つまり、アメリカやスウェーデンよりも日本の方が裁量は生じやすいと考えられる。

写真 A アメリカ・ウィスコンシン州のある福祉事務所の風景 2013 年



写真 B アメリカ・ウィスコンシン州のある福祉事務所のケースワーカーの机 2013 年



### 社会資源の不足

また、裁量は、社会資源が不足しているときに生じやすい。つまり、資源が少ないために、誰にその資源を提供するかというワーカーの裁量が入り込みやすくなるのである。

日本、アメリカ、スウェーデンも、公的扶助に割り当てられる資源 = 財源は制約されており、裁量は生じやすい。一方、アメリカやスウェーデンは、公的扶助の明確な就労自立の目標のために、様々な社会資源を動員している。アメリカでは、日本でいう中間的就労は 20 年もの実績があり、就労のためのサポート体制、例えばコミュニティカレッジを活用した職業訓練等も充実している（久本 2014）。スウェーデンも、アクティベーションとして職業訓練・職業教育を積極的に提供している（佐藤 2012）。単にそれのみならず、スウェーデンでは、基本的に大学も無料で学ぶことができるなど、職業訓練だけでなく、学歴についても利用可能な資源が多い。筆者がインタビューした母子世帯の母親は、離婚

後、手に職をつけるために、看護学校に通ったという話を聞いた。学費が無料なので、学生ローンと、児童手当、住宅手当、無料保育等で生活をやりくりして看護師の資格を取ったという。

一方、日本では、2005 年に生活保護の自立支援プログラムが始まったばかりであり、多くは口頭で働くように言われるだけで、生活保護世帯への就労支援はいまだに十分なサポートがあるとは言えない状況である（木下 2012）。日本の一人親は、スウェーデンのように大学等に入学し、学歴と職業教育を得ることは極めて困難である。

### 財源・権限

また、公的扶助の制度設計について、アメリカは州政府、スウェーデンは基礎自治体が大きな権限を持っている。アメリカでは、州政府が半分財源を提供し、スウェーデンでは大半が基礎自治体の税収で運営が行われている。つまり、地方自治体の財源負担も大きく、権限も大きいというイメージである。事実、Jewel（2007:87）によれば、スウェーデンでは国のマニュアルはほとんどないに等しく、逆にルールのなさが課題とされている。しかし、それでもやっつけていけるのは専門職による専門性・裁量性が認められているからであろう。一方、日本では、生活保護は国の事業であり、国の財源負担も 4 分の 3 と大きく、地方自治体は、相談支援体制を除いて、ほとんど国の分厚いマニュアル（『実施要領』『Q & A』等）で膨大なルールで制度運用が規定されている。先に見たように、日本では専門性はほとんど認められていない。一方、多くのルールのなかで、どのルールを適用するかについて日本のケースワーカーの裁量は大きい。重要なことは、スウェーデンでは専門職による裁量の行使となるが、日本では専門性のない者が裁量を行行使している点で決定的に大きな違いがある。

### (4) 結論

以上、3 か国のケースワーカーの専門性や裁量について検討を行ってきたなかで、日本のケースワーカーが利用者への支援を積極的に進めていくための課題が明らかになってきた。それは次の 3 点である。

第一に、ケースワーカーの社会福祉の専門性、専門資格を重視した職種採用にしていくことである。また、そこから、その専門性を担保するために、小部屋主義にしていくことも必要になるだろう。

第二に、専門家による利用者本位の裁量を確保するためには、一つに、制度目的を明確にすることが求められるが、そのためには、利用者の 8 割を占める高齢者や障害者の年金等を手厚くして最低生活保障をしていき、稼働層の最低生活保障を分けていくことも一つの手であろう。これは、イギリスやフランス、ドイツなどの先進諸国の所得保障の流

れでもある。

もう一つに、公的扶助の利用者をサポートするための社会資源を充実させることである。日本はこれが明らかに不十分である。2015年4月より生活困窮者自立支援法が実施されることになった。生活保護と逆で、この制度には現金給付はないが、相談支援体制を充実させていこうというものである。これらの制度が相まって、支援体制の整備を進めていくことが求められるよう。

## 参考文献

- 木下武徳 (2012) 「生活保護を利用する稼働年齢世帯」『賃金と社会保障』旬報社、1563号、pp.4-47
- 斉藤弥生 (2014) 「ソーシャルワークの資格と養成教育 - スウェーデン」『社会福祉学事典』丸善、pp.680-681
- 佐藤吉宗 (2012) 「1990年代以降の労働市場政策の変化と現在の課題」『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所、178号、pp.58-80
- 総務省 (2014) 『生活保護に関する実態調査結果に基づく勧告』
- 濱口桂一郎 (2013) 『若者と労働』中公新書ラクレ
- 久本貴志 (2014) 『アメリカの就労支援と貧困』日本経済評論社
- 藤田雅子 (2010) 「スウェーデンにおけるソーシャルワーカーの職務と倫理」『東京未来大学研究紀要』第3号、pp.9-18
- 真淵勝 (2010) 『官僚』東京大学出版会
- 宮寺由佳 (2012) 「スウェーデンの社会扶助の30年」『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所、178号、pp.45-57
- 森川美絵等 (2006) 「生活保護現業員の困難経験とその改善に関する研究」『厚生指標』厚生統計協会、53(5)、pp.15-22
- 森川美絵主任研究 (2007) 『生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究』厚生科研報告書
- UFJ総合研究所 (2003) 『主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書』厚生労働省
- E. Brodtkin "Bureaucracy Redux", *Journal of Public Administration Research and Theory*, 17, 2007
- C. Jewell, (2007), *Agents of Welfare State*, Palgrave Macmillan.

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

木下武徳、アメリカ福祉改革下における福祉事務所研究、*貧困研究*(明石書店)第6号、2011、112-116

木下武徳、アメリカ公的扶助におけるワークフェア政策の課題、*貧困研究*(明石書店)第7号、2011、4-13

木下武徳、アメリカにおける公的扶助の政策課題、*総合社会福祉研究*(総合社会福祉研究所)第43号、2014、62-72

木下武徳、ウィスコンシン州における福祉事務所の民間委託の変遷、*國學院経済学*(國學院大学)第63巻第2号、2015、83-129

木下武徳、福祉事務所と民間福祉の役割と協働、*貧困研究*(明石書店)第10号、2013、70-78

木下武徳、日本の生活困窮者対策 - アメリカでの研究から、*生活経済学研究*(生活経済学会)第38号、2013、68-73

イースケル・ハッセンフェルド著・木下武徳訳、対人サービス組織の特性、*北星論集*(社会福祉学部)第49号、2012、193-219

[学会発表](計5件)

木下武徳、公的扶助における前線ワーカーの裁量問題、*日本社会福祉学会*第59回大会、2011年10月9日、*淑徳大学千葉キャンパス*(千葉県・千葉市)

木下武徳、生活保護におけるケースワーカーと利用者の対人関係、*日本社会福祉学会*第60回秋季大会、2012年10月20日、*関西学院大学*(兵庫県・神戸)

木下武徳、日本の生活困窮者対策 - アメリカでの研究から -、*生活経済学会*第29回大会、2013年6月23日、*北農健保会館*(北海道・札幌市)

木下武徳、貧困領域における『創造的実践』とその展開、*日本社会福祉学会*第61回秋季大会、2013年9月21日、*北星学園大学*(北海道・札幌市)

木下武徳、米国・ウィスコンシン州における福祉事務所の民間委託の変遷、*日本社会福祉学会*第62回大会、2014年11月30日、*早稲田大学*(東京都・新宿区)

[図書](計1件)

木下武徳、アメリカの公的扶助と福祉事務所、*大阪弁護士会編*、*世界の貧困と社会保障*、明石書店、2012、45-73

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

木下 武徳 (KINOSHITA TAKENORI)  
北星学園大学・社会福祉学部・教授  
研究者番号：20382468